

審査申立書

鶴岡検察審査会 御中

受付印

申立年月日 平成 28年 8月 16日

① 申立人	(資格) <input checked="" type="checkbox"/> 告訴人 <input type="checkbox"/> 告発人 <input type="checkbox"/> 請求をした者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 被害者の遺族 (配偶者, 直系の親族, 兄弟姉妹)
	(住居) 〒 998-0013 山形県酒田市長泉町4丁目13-16
	(電話) 0234 (26) 8118
	(職業) 経営コンサルティング (中小企業診断士)
	ふりがな (氏名) 和多田 惇
	(生年月日) <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 14年 7月 13日生 77歳
<input type="checkbox"/> 上記申立人の他 名は別紙1のとおり	

② 申立代理人	(資格) <input type="checkbox"/> 委任代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
	(住居) 〒 -
	(電話) ()
	(職業)
ふりがな	
(氏名) (印)	

③ 罪名	信用毀損, 業務妨害
------	------------

④ 不起訴処分	平成 28年 7月 29日
---------	---------------

⑤ 不起訴処分をした検察官	<input type="checkbox"/> 山形地方検察庁 鶴岡支部	<input checked="" type="checkbox"/> 検事	(氏名) 梅津秀貴
	<input type="checkbox"/> 鶴岡区検察庁	<input type="checkbox"/> 副検事 <input type="checkbox"/> 検察事務官	

⑥ 被疑者	(住居) 〒 999-7638 山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13
	(電話) ()
	(職業) 経営コンサルティング (中小企業診断士)
	ふりがな (氏名) 五十嵐 幸枝
	(生年月日) <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生 歳
<input type="checkbox"/> 上記被疑者の他 名は別紙2のとおり	

⑦ 被疑事実の要旨 (事件, 事故の様子)

- 別紙 1-II (2ページ後段から)
- 被疑事件 3 (別紙 I の 4ページ) の事件については別紙 2 の 1-④ に記載のとおり

⑧ 不起訴処分を不当とする理由 (審査申立ての理由)

別紙 1-II-1-I (3ページ上段から)

⑨ 備考欄 (□以下に記載のとおり 別紙に記載のとおり)

- 別紙 1-I (1ページ上段から) にこの事件全体の事件経緯を記載しています。
- 添付書類
- 別紙 3 (事件内容を詳しく説明したもの)
 - 別紙 2 (被疑者が起した事件で 監査に業務実行を求めた文書)
 - 告訴状
 - 処分通知書, 不起訴処分理由告知書

別紙 1

I 【この事件全体の事件特質】

本告訴事件全体を通して言えることですが、被疑者の犯罪行為の「動機」及び「手口」は通常の犯罪行為とは異なります。その特徴は、下記のプロセスを取った虚偽の犯罪行為を作り上げ、私を「犯罪者に仕立てる」ことで「目的を達成」しようとしていることです。

- ① 五十嵐氏の「行為の目的」は、「山形県企業診断協会」から「私を追い出す」とみられます。
- ② 「私を追い出す」ためには、私の「対外的な信用を貶め」、私の業務を妨害するという手段を取ったこと
- ③ 「対外的な信用を貶める」方法として、私を「犯罪者に仕立てる」という手口を取ったこと
- ④ 私を「犯罪者に仕立てる」ためには、私が「犯罪を行った」とする「作り話」で「虚偽の犯罪行為」を作り出し、その「虚偽の犯罪行為」があったとして「風説を流し」、そしてその「虚偽の犯罪行為」が実際にあったとして警察に「被害届」を出す。
- ⑤ 「刑事事件化」することで、私を「被疑者・犯人」に仕立てることが可能となること

被疑者の行動は、以上のプロセスを経て犯罪に至っているのであり、告訴状に記載した「信用毀損」及び「業務妨害」の罪に捜査の焦点を当てるだけでは事件の本質が見えてきません。

この事件の特質は、被疑者の行為は、

「虚偽の風説を流し、そして私を実際に犯罪者に仕立てることで、私・告訴人の信用を貶め、業務を妨害することを目的とした虚言・偽計を原因とする信用毀損及び業務妨害の犯罪」行為

だと言うことです。従って事件の関係者への証拠の取り方としては、

- ① 「告訴人」は、告訴段階で、現場録音による「音声証拠」、「書証」の証拠を提出しております。さらに捜査段階途中に捜査機関から呼び出しがあり、私の署名押印による供述書作成により新たに事件追加として、下記事件3の「警察官呼び出し事件」を被疑事件として追加しています。告訴人としては既に十分な証拠を提出しています。
- ② 「被疑者」は、事件の内容が虚偽でないことを証明することがこの事件の防御手段となります。この防御手段による証明がなければ、その証明がないこと自体が、被疑者の事実に基づかない発言であることを証明することになります。被害届けを出したという発言などがこれに該当します。

別紙 1

- ③ 「山形県」においては、被疑者によって語られた中で登場する発言事実の有無及びその行為の適法性について意思表示することに焦点が当てられます。公務所に対する「捜査関係事項照会」が必須の手続きと考えます。
- ④ 「(公財) 山形県企業振興公社」については、発言者が県民に同公社の公益性を担保する立場にある評議員であり、しかも同評議員と同公社は近い関係にあります。被疑者の発言は、高度の注意義務を負う上席役席者が在席する場で語られているのであり、しかもその語られた内容が明らかに違法行為であることから、同役席者及び同公社は被疑者が語った内容の事実否定をすることの作為義務を負っていると判断されます。被疑者が語った内容への同公社の積極的な事実否定がないとすれば、被疑者が同公社と依存関係が近い立場にあることから、黙っていて意思表示をしないという不作為行為は、「被疑者の行為への同意」を意味することになり、被疑者と同公社の「共同正犯行為」が成立する関係になってしまいます。この点で、同公社による積極的意思表明と捜査機関による意思確認が必要であると判断されます。
- ⑤ 「捜査機関」においては、本事件に関係する者、すなわち告訴人、被疑者、山形県及び(公財)山形県企業振興公社等の公務所等のそれぞれの立場からの、それぞれの証拠及び意思表示を得て、本事件が、最終的に嘘で固められた事件であることを証明することが訴因となります。これが捜査機関による捜査活動となります。

五十嵐氏が語った内容が事実に基づかない意図的な虚偽の行為が訴因となる事件です。「五十嵐氏の発言の内容が「嘘」であることを証明する」ことが捜査の核心となると考えます。

以上の観点から、捜査機関による事件関係者への捜査は、五十嵐氏の行動が嘘を前提であることの証明を得ておくことが被疑事件捜査の終結を意味します。

従って捜査機関は、五十嵐氏の発言部分について、その発言の内容の真偽について事件関係者の意思確認とその証拠を得たか否かについて点検・確認が必要であると考えます。

II 被疑事件の内容

1. ストーカー行為事件（告訴状第1の1に記載）

ア 被疑事実の要旨（申立書⑦の事項）

「告訴状」第1-1に記載のとおりです。

別紙 1

この事件全体が被疑者による全くの作り話です。
鶴岡警察署に被害届けを出したということも全くの作り話です。
被疑者がどのように立証したかが最大のポイントです。

イ 不起訴処分を不当とする理由（申立書⑧の事項）

被疑者自らが、この事件があったと語ったことで私の信用毀損を招いているわけですから、被疑者自身による事件立証が絶対に必要です。

被疑事件内容を軽く見てはいけない事件です。もし私からの告訴がなければ、虚偽事実に基づいて私が犯人とされていた事件です。

被疑者による事件立証がなされていないと判断されます。

被疑者からの立証がなされていないとすれば、被疑者の精神構造に問題があると考えられます。被疑者のサイコパス等を原因とする精神分析・鑑定が必要と考えています。

2. 山形県からの診断協会会員除名要請事件（告訴状第1の2に記載）

ア 被疑事実の要旨（申立書⑦の事項）

上記1事件と同じ会場において起った事件です。外部講師役である（公財）山形県企業振興公社の上席役職者である永岡仁氏が在席している会合の場での発言です。なお、被疑者は一般財団法人法に定める（公財）山形県企業振興公社の「評議員」をしており、両者は職務上もとても近い関係にあります。

その席で、被疑者は出席者全員に聞こえる大きな声で次のように言いました。「県の人が言っていました。和多田さんは診断協会を辞めてくださいとのこと。県の人が言っていました。和多田さんは診断協会を辞めてください。」と言った後に、「県の人が言ったのではなく、山形県が言っていました。」と原発言者を山形県に修正しています。

イ 不起訴処分を不当とする理由（申立書⑧の事項）

被疑者自身により、この事件が起こったとする具体的立証が求められます。

この事件も、もし私が告訴しなければ、被疑者の意のままになった事件です。

この事件で登場する事件関係者の山形県は、被疑者が発言した内容の事実確認と、もしこの事件の内容が事実だとすれば、山形県の行為が適法であるかどうかの意思表示が求められます。捜査機関からは公務所扱いによる「捜査関係事項照会」の回答の有無及びその内容の確認ができていません。被疑者がこの公務所である山形県が診断協会からの除名を求めたとしている以上、この部分の確認は欠かせません。この回答等の点検が必要です。

山形県からは、私からの照会には回答はできないけれども、捜査機関から「捜査関

別紙 1

係事項照会」照会があれば、県としてはこれに回答するとの返答を得ております。

この事件も、被疑者の作り話による虚偽の作為事実だとすれば、被疑者の精神構造に問題があると考えられます。被疑者のサイコパス等を原因とする精神分析・鑑定が必要と考えています。

3. 警察官呼び出し事件（私が「捜査機関」に提出した「供述書」に記載）

ア 被疑事実の要旨（申立書⑦の事項）

別紙謄本の（一社）山形県中小企業診断協会宛ての内容証明郵便物による文書の①-④（3ページ目）に記載の事件です。

（一社）山形県中小企業診断協会）と山形県信用保証協会との共催で、庄内町にある「余目響きホール」2階会議室での出来事です。共催者の一つである山形診断協会から相談員の募集があり、私が当日の相談員となることに応募いたしました。この応募に対しては、山形県中小企業診断協会からは、いつもの如く応否の通知がなかったことから、私の応募を受け付けたと理解し、相談日当日の相談開始時刻午前9時30分前の9時15分頃に相談室に入ったところ、突然、被疑者が「この部屋に入らないでください。入るのであれば警察を呼びます。」とのこと。突然の出来事で私はただ呆然とした次第です。私から「何の罪で警察を呼ぶのですか？ 住居侵入罪ですか？ どうぞ呼んでください。」と私が話したのですが、被疑者からは明確な返事がなく、ただ「この部屋には入るな」と言うだけです。そのうちに私が以前から相談を担当していた相談者が相談に来たため、このやりとりは途中で終わりました。結局は警察は呼ばなかったものの、被疑者がなぜこのような発言をしたのか未だに分かりません。私が部屋に入ろうとしたときには既に監事の竹川敏雄氏と女性会員診断士が私から1~2メートル程離れた所におり、私のやりとりを近くで見聞きしていました。

後日に、監事の竹川敏雄氏は私に、「この事件が起きたことは私が証言します。」とまで言った事件でした。

イ 不起訴処分を不当とする理由（申立書⑧の事項）

この事件がなぜ起こったかについて、被疑者自身から具体的な立証が求められません。

この事件の原因を突き止めなければ、私が知らないところで虚偽の風説が意図的に流されている可能性があります。意図が不明だとして刑事事件化しないことは、嘘を原因とする事件であることの証明になります。事件の深層を探ることが必要です。

なぜ警察呼び出し沙汰まで起きたのか、私は一向に分かりませんし、被疑者からもなぜ警察呼び出しを必要としたのかが未だに私に告げられていません。

一連の被疑事件の訴因が虚言・偽計に基づくものであることから、この事件も同種の意図によるものと考えられ、事件を作った原因の被疑者による立証と、捜査機関

別紙 1

による捜査が一層必要な部分です。その原因が分からなければ、被疑者のサイコパス等を原因とする精神分析・鑑定が必要と考えています。